

斎場火葬炉運転維持管理等業務要求水準書

令和 8 年 7 月
会津若松市市民部市民課

本書は、会津若松市が斎場火葬炉運転維持管理等業務（以下、「本業務」という。）について、民間事業者に委託するにあたり、会津若松市が要求する業務内容及びその水準を示すものである。

1 総則

(1) 業務の目的

本業務は、会津若松市斎場（以下「斎場」という。）において、火葬炉及び付属設備の適切な運転及び維持管理を行うことにより、火葬炉及び付属設備の機能の維持及び長寿命化を図り、火葬の円滑な執行を行うことを目的とする。

(2) 業務の区分

次の①から⑥までの業務を運転管理業務といい、運転管理業務を実施するために必要な協議調整等の業務を準備業務という。

- ① 火葬業務
- ② 維持管理業務
- ③ 長寿命化推進管理業務
- ④ 斎場待合室等管理業務
- ⑤ 危機管理業務
- ⑥ 付帯業務

(3) 業務の期間

委託契約期間は、契約締結の日から令和 12 年 3 月 31 日までとし、運転管理業務の履行期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までとする。

なお、契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間については、準備期間とする。

(4) 実施体制等

本業務を受注する者（以下「受注者」という。）は、次に掲げる実施体制を整備し、また、遵守しなければならない。

- ① 本業務に従事する者（以下「従事者」という。）に本業務の公共性を認識させ、斎場の利用者である遺族及び会葬者に対し、常に公平かつ礼節な態度をもって接遇するよう指導すること。
- ② 従事者にあらかじめ市の承認を得た統一した制服、作業着、作業靴及びネームプレートを着用させること。
- ③ 従事者に対し、年に 1 回以上の技術・労務・安全衛生・接遇等の教育・研修等を行うこと。また、職員研修計画及び実施内容について、市に報告すること。
- ④ 従事者は、会葬者等来場者から金品等を受領してはならない。
- ⑤ 本業務の停滞及び停止の事態等、業務の執行に支障が生じないように次に掲げる管理責任者、管理責任者代理者等を従事者の中から選任すること。従事者は、受注者との直接的な雇用関係を有するものとし、従事者名簿を市に提出すること。また、従事者に変更があった場合も同様とする。

ア 管理責任者及び管理責任者代理者

（ア）受注者は、従事者の中から本業務を現場にて統括する管理責任者及び 2 名以上の管理責任者代理者を選任する。管理責任者及び管理責任者代理者として選任される者は、官公庁において、本業務における火葬業務と類似の職務経験、かつ火葬炉の運転業務にあたっては、エアー及びオイル等の機器をコンピューター制御によらず、人的制御が必要となる火葬炉の運転を行った職務経験が令和 9 年 3 月 31 日をもって通算で 3 年以上ある者で、心身ともに健康な者とする。

（イ）管理責任者又は管理責任者代理者は、市と十分連絡調整を行い、本業務を円滑に実施すること。

（ウ）管理責任者又は管理責任者代理者は、1 名以上常時配置しなければならない。

イ 業務作業員

（ア）管理責任者又は管理責任者代理者の他、管理責任者又は管理責任者代理者を補佐し、本業務に従事する 3 名以上の業務作業員を常時配置すること。業務作業員は、必要な

知見及び技術を有し、心身ともに健康な者とする。

ウ 技術作業員

(ア) 定期保守点検（４（３）④に定める点検をいう。以下同じ。）、巡回保守点検（４（３）⑤に定める点検をいう。以下同じ。）に従事する技術作業員は、必要な知見及び技術を有する者とする。

エ 技術管理責任者及び技術管理責任者代理者

(ア) 受注者は、技術作業員の中から技術管理責任者及び１名以上の技術管理責任者代理者を選任する。技術管理責任者及び技術管理責任者代理者として選任される者は、官公庁において、本業務における定期保守点検及び巡回保守点検と類似の職務経験が令和９年３月３１日をもって通算で５年以上ある者とする。

(イ) 定期保守点検、巡回保守点検を実施するにあたっては、技術管理責任者又は技術管理責任者代理者を配置の上、実施しなければならない。

2 業務対象施設等

(1) 対象施設及び施設図面

① 施設名称

会津若松市斎場

② 施設場所

会津若松市門田町大字黒岩字石高甲 807 番地

③ 開場時間

８時 30 分から 17 時 15 分まで

④ 休日

1 月 1 日及び友引の日

⑤ 施設図面

別紙「斎場見取図」のとおり

(2) 火葬炉設備

① 火葬炉

ア 株式会社宮本工業所製造（平成元年 1 月 31 日設置）

イ 基数

（ア）人体炉 6 基（大型炉 2 基、普通炉 4 基）

（イ）汚物炉 1 基

② 使用燃料

灯油

③ 火葬取扱件数

ア 令和 5 年度稼働実績

（ア）人体炉 2,218 件

（イ）汚物炉 155 件

イ 令和 6 年度稼働実績

（ア）人体炉 2,252 件

（イ）汚物炉 139 件

ウ 令和 7 年度稼働実績

（ア）人体炉 2,179 件

（イ）汚物炉 141 件

④ 火葬炉の 1 日の稼働件数

ア 人体炉の受け入れ件数（各時間帯 2 件、1 日最大 10 件の受け入れを行う。）

（ア）10：30 2 件

（イ）11：30 2 件

（ウ）12：30 2 件

（エ）13：30 2 件

（オ）14：30 2 件

イ 汚物炉の受け入れ件数

（ア）10：00 1 件

（イ）11：00 1 件

（ウ）12：00 1 件

（エ）13：00 1 件

(3) 施設の使用

- ① 従事者の執務室、機材置場等は、市が受注者に無償で貸与する。
- ② 施設内の設備機器及び備品等は、市が受注者に無償で貸与する。
- ③ 受注者は、執務室、機材置場等の日常清掃を行い、常に衛生的かつ美観の保持に努めること。
- ④ 施設内の設備機器及び備品等の使用にあたっては、破損等がないよう十分留意して使用すること。なお、破損等があった場合には、速やかに市に報告すること。

3 費用負担

(1) 市が負担する経費

市が負担する経費は、次のとおりとする。

- ① 運転管理業務に必要な光熱水費及び燃料費
- ② 運転管理業務に必要な設備機器及び備品等の購入費
- ③ 運転管理業務に必要な斎場の電話・FAX等の通信費、コピーに要する経費
- ④ 待合室・便所用消耗品の購入費
- ⑤ 火葬炉及び付属設備の修繕料、部品代等
- ⑥ 浄化槽、自家用電気工作物、消防用設備、空調設備の点検等に要する経費
- ⑦ 油地下タンク漏洩検査、ダイオキシン類測定検査に要する経費
- ⑧ 機械警備、清掃等、建物の維持管理に要する経費
- ⑨ ローダーの定期点検、修繕、燃料等に要する経費
- ⑩ 駐車場等の樹木の維持管理に要する経費

(2) 受注者が負担する経費

受注者が負担する経費は、次のとおりとする。

- ① 準備業務に必要な一切の経費
- ② 運転管理業務に必要な被服（帽子を含む）、安全靴、軍手、マスク等の従事者が使用する消耗品費
- ③ 火葬炉及び付属設備の清掃等にかかる箒、ちりとり等の消耗品費
- ④ 告別スペースで使用する香炭、抹香等の消耗品費
- ⑤ 運転管理業務にかかる報告書作成に要する経費
- ⑥ 運転管理業務に必要な事務連絡経費等

(3) その他

企画提案書等の作成等に要した一切の費用については、すべて企画提案者の負担とする。

4 業務の内容

本業務の内容及び水準は、次のとおりとする。

(1) 準備業務

- ① 受注者は、運転管理業務にかかる事務引継ぎを円滑に行うために、市と必要な協議調整を行うとともに、運転管理業務のマニュアル等を作成し、これを市に報告すること。
なお、委託契約期間中に運転管理業務のマニュアル等を更新した場合は、遅滞なく市に報告するものとする。
- ② 受注者は、運転管理業務のマニュアル等に従い、従事者に必要な講習を行い、斎場で必要な実務訓練を行わせるなど、運転管理業務にかかる知識と技能の習熟に必要な機会を確保すること。

(2) 火葬業務

- ① 火葬炉の運転業務
- ② 炉前業務（霊柩車等の誘導、遺族・会葬者等の受け入れ、棺の搬入、告別、収骨の案内等）
- ③ 収骨及び遺族への引き渡し業務
- ④ 作業スペース、火葬炉及び付属設備の日常清掃
- ⑤ 告別スペース及び収骨室の日常清掃、香炭、抹香等の補充等
※ なお、1日1回の床清掃については、市が別に発注する。
- ⑥ 喪主、葬祭業者、祭司との出棺等にかかる電話による連絡調整

- ⑦ 残骨灰等の処理
- ア 残骨灰の処理にあたっては、関係法令に基づき適切に処理すること。
 - イ 残骨灰の収集に必要な集灰容器等を斎場内に設置すること。なお、令和9年4月1日時点で、市が斎場に保管する残骨灰の処理も行うものとする。
 - ウ 残骨灰の運搬にあたっては、運搬中に飛散することがないように、必要な措置を講じること。
 - エ 残骨灰は、残骨以外の不純物等を適切な方法により除去したものを丁重に埋葬し、供養すること。ただし、市長が指定する市の墓地等の所有地に埋葬を指示する場合は、砂粒状にして市職員立ち会いのもと埋葬するものとする。
 - オ 残骨灰業務終了後に業務終了報告書（別紙様式のとおり。写真を添付すること。）を市に提出すること。
- ※ その他、火葬業務にかかる実施手順及び水準については、別紙「火葬業務水準書」によるものとする。

(3) 維持管理業務

- ① 火葬炉の始業及び終業点検業務
- ② 火葬炉及び付属設備の日常保守点検及び管理を行うこと。（点検項目は別紙参照）
また、業務作業員に日常保守点検及び管理を行うために必要な研修を行うとともに、実施内容について市に報告すること。
- ③ 火葬炉及び付属設備の運転記録を行うこと。
- ④ 火葬炉及び付属設備の定期保守点検（年2回）を行い、実施結果報告書を市に提出すること。（点検項目は別紙参照）
- ⑤ 火葬炉及び付属設備の巡回保守点検（年2回）を行い、実施結果報告書を市に提出すること。（点検項目は別紙参照）
- ⑥ 本業務に支障がないよう設備機器及び備品等の管理を的確に行い、必要な部品等の交換を行うこと。また、消耗品等の使用にあたっては、経済的かつ効率的な使用に努めること。
- ⑦ 市が別に発注する火葬炉及び付属設備のダイオキシン類測定検査に際しては、検査が円滑に行われるよう作業に協力し、設備の稼働等を行うこと。
- ⑧ 市が別に発注する火葬炉及び付属設備の改修工事に際しては、市の指示に従い、工事が円滑に行われるよう作業室における動線の確保等に協力するとともに、工事後の試験運転等、正常に火葬炉及び付属設備が稼働することを確認するなど維持管理に必要な業務を行うこと。

(4) 長寿命化推進管理業務

- ① 令和11年度までの使用を目途とした火葬炉及び付属設備の長寿命化の推進管理に努め、必要な改修の検討を行うこと。
- ② (3) 維持管理業務における保守点検の実施結果報告に基づき、火葬炉及び付属設備の各部位の劣化状況、健全度の把握・分析を行うこと。また、当該分析データを改修計画策定の基礎資料として活用すること。
- ③ 改修計画を策定するにあたっては、②の分析データを用いるとともに、各部位の劣化予測の検討を行い、予防保全型の考え方に基づき、各部位の損傷に応じた最適な工法を用いて、安全かつ安定的な稼働、また、長寿命化実施期間中のランニングコストの平準化及び縮減を目的に、年次ごとに実施する改修工事を最適化するためのシミュレーションを行うこと。
- ④ ③のシミュレーションを基に、令和11年度までの火葬炉及び付属設備の長寿命化を実施するための維持管理にかかる改修計画を提出すること。（年1回）
- ⑤ 当該改修計画に基づく火葬炉及び付属設備の長寿命化の推進管理にかかるコンサルティングを行うとともに、必要に応じて維持管理にかかる改修計画の補足資料を作成すること。

(5) 斎場待合室等管理業務

- ① 市職員の立会いのもと、斎場待合室の始業における開場、終業時における施錠を行うこと。また、授乳室（女子更衣室）の開閉を行うこと。
- ② 待合室、待合ホール等の夏季期間中における空調設備の始動・停止、冬季期間中における暖房設備の始動・停止、梅雨の時期等における除湿機の始動・停止、排水を行うこと。
- ③ 待合室の利用の都度、清掃状況、備品の整理整頓の状況等を確認し、異常があった場合は、市に報告すること。

(6) 危機管理業務

① 事故等の対応

- ア 従事者は、火葬炉及び付属設備の取扱には十分に注意し、本業務中に事故、異常、問題等が発生した場合は、直ちに所要の措置を講じるとともに、事故発生の原因、経過及び内容等を管理責任者に報告すること。また、管理責任者は、前記事項の内容等とともに、対応方針について直ちに市に報告し、必要に応じて技術作業員を派遣するなど、火葬業務に支障がないよう対応すること。
- イ 従事者は、収骨等に際し、遺族又は会葬者との間に問題等が生じた場合は、管理責任者に報告すること。また、管理責任者は、生じた問題等に速やかに対応するとともに、当該事項の経過等について速やかに市に報告すること。
- ウ 受注者は、来場者や従事者に急な病気やけがが発生した場合は、適切な対応に努めること。
- エ 受注者は、事故及び問題等が発生した場合、それ以後、類似の事故及び問題等の発生を未然に防ぐための対応策について市と協議を行うとともに、必要に応じて事故対応マニュアルにまとめ、これを市に報告すること。

② 緊急事態の対応

- ア 受注者は、自然災害及び重大事故の発生、及び従事者の感染症への罹患等の緊急事態（以下「緊急事態」という。）の発生に備え、従事者を非常招集できる体制を確立すること。また、火葬炉及び付属設備の破損等による緊急事態が発生した場合、技術作業員を非常招集し、再稼動するための応急の処置を施すこと。
- イ 緊急事態において、「2（2）④火葬炉の1日の稼働件数」に掲げる受け入れ件数を超えて火葬炉を運転する必要がある場合は、市の指示に従い、体制を整え、火葬業務を行うこと。また、必要に応じて、2（1）③及び④の斎場の「開場時間」及び「休日」に掲げる開場時間外及び休日においても火葬業務を行うこと。
- ウ 受注者は、緊急事態の発生に備えた非常配備計画を市に提出すること。非常配備計画には、非常時に招集する作業員（業務作業員及び技術作業員）の名簿、従事する事業所の所在地、招集方法、所要時間、各種事態に応じた対応方針、対応方法等、具体的かつ詳細な事項を示すこと。
- エ 緊急事態において、受注者は、予め定めておいた非常配備計画に従い、速やかに従事者を所定の場所に配備すること。
- オ 受注者が市に提出した非常配備計画に対して、市が疑義を呈した場合は、受注者は市と協議し、緊急事態における体制の見直しを行い、新たに非常配備計画を提出すること。

③ 研修等

- ア 受注者は、事故対応マニュアル、非常配備計画等に基づき、従事者に必要な研修を行うとともに、実施内容について市に報告すること。
- イ 受注者は、事故対応マニュアル、非常配備計画等に基づき、避難誘導訓練、火葬炉復旧実務訓練等を実施するものとし、実施内容について市に報告すること。

(7) 付帯業務

① 除雪業務

- ア 斎場施設の雪囲い設置業務及び撤去業務
- イ 斎場の敷地及び駐車場の除雪作業
- ウ ローダーの日常点検
- エ ローダーチェーンの取り付け・取り外し

② 落葉清掃

- ア 斎場の敷地及び駐車場における落葉清掃

③ 告別ホール等のシャンデリアの清掃業務（年1回）

④ 4（2）火葬業務～（6）危機管理業務に付帯して必要となる業務

5 再委託の範囲及び手続き

(1) 再委託を可能とする範囲

受注者は、本業務の全て又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務のうち、次の事項を除く軽微な業務で、市が承諾をしたものについては、委任又は委託（以下「再委託」という。）することができる。

- ① 4（2）火葬業務に掲げる業務のうち、①、②、③、④の業務
- ② 4（3）維持管理業務

- ③ 4 (4) 長寿命化推進管理業務
- ④ 4 (6) 危機管理業務

(2) グループ企業間の分業

(1) に関わらず、資本関係（親会社・子会社の関係等）又は人的関係（取締役等の兼務）があるグループ企業（以下「グループ企業」という。）間で役務提供等を分業している場合は、この限りではない。

(3) 再委託の手続き

受注者は、再委託及びグループ企業間の分業等を行う場合には、市に対して、文書によりあらかじめ承諾を申し出なければならない。また、市は、受注者からの申し出に対して、文書により回答するものとする。

6 契約終了時の引継ぎ

受注者は、本契約が終了する場合には、市が指定する者に必要な引継ぎ・支援等を行うものとする。

7 実施状況の報告、委託料の請求方法

(1) 実施状況の報告

- ① 受注者は毎月、火葬件数、灯油の使用量等の状況及びその他報告事項を記載した報告書を作成し、翌月10日までに市に提出すること。ただし、3月分については、3月31日までに提出すること。
- ② 市は、必要に応じて、受注者に対し、本業務の実施状況に関する報告を求めることができるものとする。

(2) 委託料の請求方法

受注者は毎月、市による実施状況の確認を受けた後、月ごとの委託料（契約時に別途定めるものとする。）を請求することができるものとする。

8 その他

(1) 周辺地域、環境への配慮

- ① 受注者は、周辺地域、環境に十分配慮して本業務を行うこと。
- ② 受注者は、火葬業務を遂行するにあたり、従事者に適切な作業を行わせることによって、火葬炉運転上の排ガス中のダイオキシン類濃度、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素、塩化水素の削減に取り組み、火葬炉及び付属設備から黒煙及び臭気を排出させないように努めること。

(2) 新斎場整備事業に伴う配慮

令和12年4月の供用開始を予定している新たな斎場の工事期間中（令和9年度から開始予定）については、駐車場の利用や来場者の動線など、通常とは異なる運用や一時的な制限が生じる可能性があるため、市及び新斎場整備事業者と十分に協議を行い、安全かつ円滑な斎場運営に配慮すること。

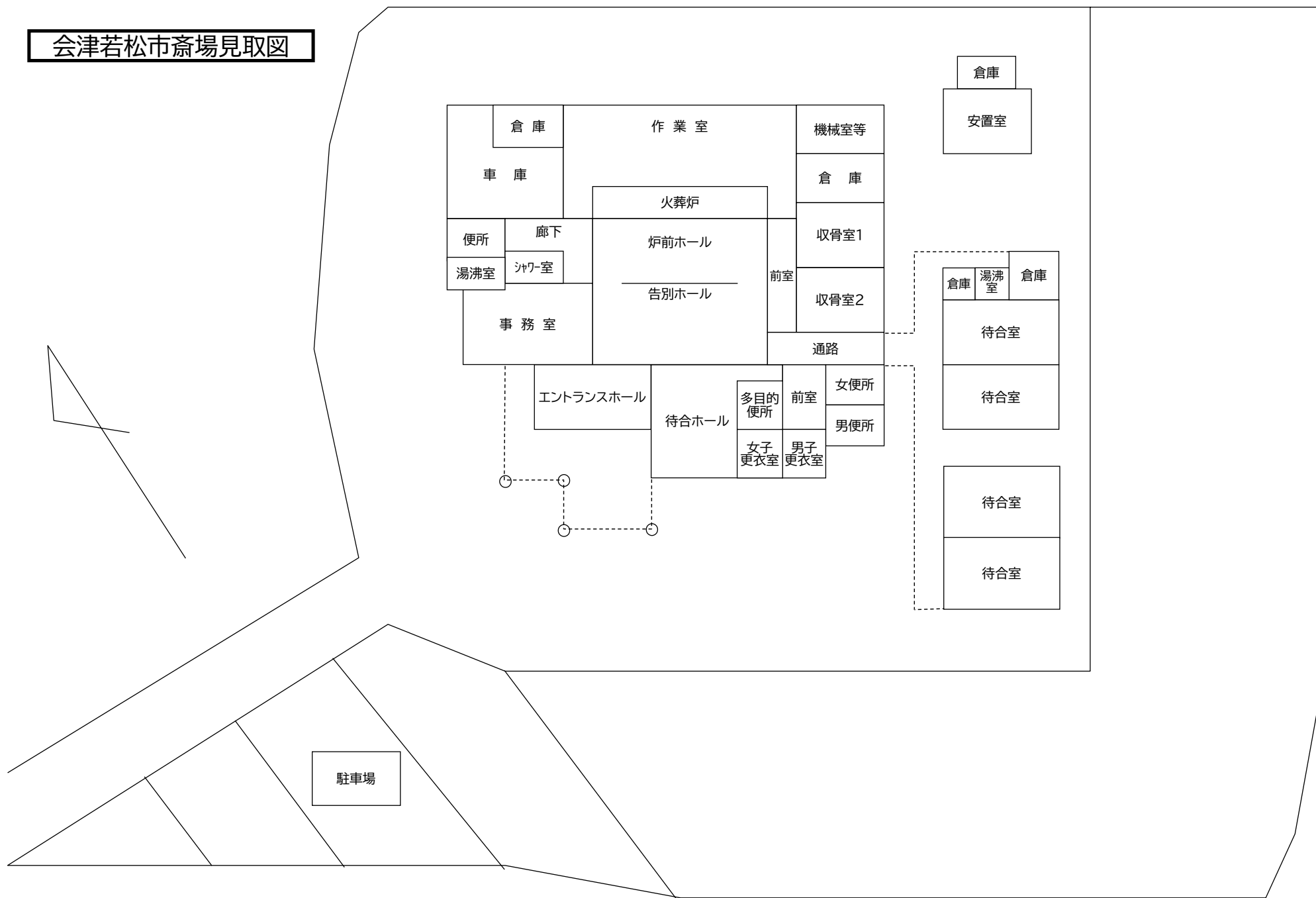
(3) 関係法令等の遵守

- ① 受注者は、本業務の執行にあたり、市の定める条例及び規則並びにその他関係法令を遵守すること。
- ② 会津若松市発注工事等からの暴力団等排除措置要綱を遵守すること。

(4) スライド条項の適用

本案件は、賃金水準の変動に基づく契約金額の変更条項（スライド条項）を適用する。（別紙1「賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項についての特記仕様書」、別紙2「賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項」を参照）

会津若松市斎場見取図



年 月 日

会津若松市長

住 所

氏 名

火葬炉残骨灰等処理にかかる業務終了報告書

貴市より譲渡を受けました火葬炉残骨灰等につきまして、下記のとおり処理業務を実施しましたので、報告します。

記

- | | |
|------------|----------------------------------|
| 1 実施期間 | 年 月 日から
年 月 日まで |
| 2 残骨灰等回収日 | 年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日 |
| 3 残骨灰等埋葬日 | 年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日 |
| 4 作業内容 | 別紙のとおり |
| 5 残骨灰等埋葬場所 | () |

(写真添付)

・ ・	(作業内容)	(作業場所)
-----	--------	--------

(写真添付)

・ ・	(作業内容)	(作業場所)
-----	--------	--------

火葬業務水準書

令和 8 年 7 月
会津若松市市民部市民課

1 炉前業務

(1) 出迎え

- ① 管理責任者又は管理責任者代理者は、始業時に市職員と当日の火葬及び収骨等にかかる日程の確認を行うとともに、連絡事項等の確認を行う。
- ② 名札等の確認を行う。
- ③ 会葬者の入館予定時刻前にローソク、焼香の準備をする。
- ④ 喪主又は葬祭業者から出棺の電話を受け、出迎えの準備に入る。
- ⑤ 霊柩車の来場に合わせ、業務に支障がない可能な限りの従事者で出迎える。
- ⑥ 喪主又は葬祭業者から死体火葬許可証及び斎場利用許可証を受け取り、市職員の認証を受ける。
- ⑦ 棺を霊柩車からキャリア台車に丁寧かつ慎重に寄せ換える。
- ⑧ 火葬炉前に棺を移動する。
- ⑨ 市職員から死体火葬許可証（火葬執行済証明）及び斎場利用許可証を受け取り、骨箱に入れる。

(2) 炉前作業

- ① 各宗教、各宗派に応じた火葬前の祭事を行うため、待機する。
- ② 祭事の終了後、遺族に最後の別れをするよう案内する。
- ③ 遺族に火葬炉の名札と故人の名前が一致しているか、故人にペースメーカーが入っているか否かを確認する。
- ④ 来場していない会葬者がいるかどうか喪主に確認の上、必要に応じて火葬時刻まで待機する。
- ⑤ 棺を火葬炉に格納する。火葬炉扉と化粧扉の閉スイッチを入れ、脱帽し、扉が閉まるまで会釈し続ける。
- ⑥ 炉前灯を点灯する。
- ⑦ 会葬者に会釈の上、火葬時間の案内をする。（火葬時間は、通常は1時間少々となる。故人が大柄の場合は、1時間30分程度となる。）
- ⑧ 火葬終了後、館内放送にて案内を行う旨を申し伝えとともに、待合室で待機するよう案内する。

2 火葬炉の運転業務

(1) 火葬炉及び付属設備の確認作業（火葬時刻前に完了する。）

- ① 始業時に火葬炉制御盤の計器類の点検を行う。
- ② 使用炉の電源を入れ、使用炉の再燃・主燃レバーを上げる。
- ③ モニターの準備を行う。

(2) 火葬作業（火葬時間は1時間を目安とする。）

- ① 棺を乗せた台車をロックし、火葬炉内の棺を前後操作し、調整を行う。
- ② オイルポンプ及びブロアのスイッチを入れる。
- ③ 出窓から炉前内扉が降りるのを確認する。
- ④ オイル目盛を4、エアー目盛を2にセットする。
※ 各火葬炉により若干の違いがあり。
- ⑤ 点火準備完了ランプの点灯を確認する。
- ⑥ 再燃炉及び主燃炉のスイッチを入れる。
- ⑦ 点火レバーを入れる。
- ⑧ 棺を調整し、バーナーに効率良くあてる。
- ⑨ 5分程度、水平でバーナーをあてる。
- ⑩ 火を調整しながら、モニターで煙を監視する。
- ⑪ 再燃炉の温度を確認し、再燃炉スイッチを切り、再燃炉レバーを下げる。
- ⑫ 性別・年齢・体格を考慮し、オイルとエアーの目盛を上げていく。
- ⑬ 火葬の進捗状況を確認し、必ず10分置きに目視を行い、遺体をデレッキで操作する。
- ⑭ 火葬を終了し、燃え残りが無いことを確認する。

- ⑮ 主燃炉のスイッチを切り、主燃炉レバーを下げる。
- ⑯ オイル・エアー目盛を0にする。
- ⑰ バーナーの角度を水平に戻す。
- ⑱ 電源スイッチを切る。
- ⑲ 火葬炉から台車を出す。
- ⑳ 収骨のために冷却する。

3 収骨作業及び遺族への引き渡し業務（収骨時間は30分を目安とする。）

- ① 待合室の会葬者に収骨室へ移動するよう館内放送により案内をする。
- ② 収骨のアナウンスに合わせて、収骨を行う従事者は収骨室の廊下に立ち、会葬者を収骨室に案内する。
- ③ 従事者は、骨箱の中にある死体火葬許可証及び斎場利用許可証を確認する。
- ④ 収骨室の祭壇に向かい、右側手前に喪主に立ってもらい、喪主の右側に故人からみて血縁が近い配偶者、直系親族等、又は来場の際に骨箱、写真を持ってきた会葬者など2名に並んでもらう。また、喪主の向かい側に喪主と対面する場所から、さらに故人からみて血縁が近い親族等、3名に並んでもらう。
- ⑤ 喪主の前にある骨から、頭の部分、胴の部分、足の部分に分けて置き、それぞれ自分の立った前の骨を箸で受け渡しをしてもらうことを説明する。
- ⑥ 喪主の向かい側の会葬者に箸で骨を拾ってもらい、喪主側の会葬者にその骨を箸で受け取ってもらう動作を、3回程度行ってもらう。
- ⑦ 骨の箸渡しを終えたら、喪主の向かい側の3名は他の会葬者に交代し、以後、1回から3回程度、箸渡しをしてから交代することを繰り返す。
- ⑧ 収骨を希望する全ての会葬者が骨を拾い終えたら、初めに拾った3名に、再び喪主の向かい側に並んでもらう。
- ⑨ 今度は、箸渡しをせずに、6名各自である程度大きい骨を拾ってもらう。
- ⑩ ある程度骨を拾ってもらったら、足の部分を拾っている会葬者に、残りは従事者が拾う旨を伝え、会葬者が拾うのを止めるのを待つ。
- ⑪ 拾い終わった骨の中から、鉄及び貴金属以外の金属を骨と分別しながら、足、胴、頭の部分の順番で、ハンドブラシを使い残骨を掃き集め、骨瓶の中に入れていく。
- ⑫ 区別した金属（人工骨を含む）の処分を喪主の意向に沿うように対応する。ただし、人工骨を骨瓶の中に入れて欲しいと、喪主からの要望がある場合には、人工骨により瓶が割れることもあると注意を喚起し、再考を促す。
- ⑬ 骨が骨瓶に入りきらないと判断した場合には、喪主に了解をもらってから骨を砕く。
- ⑭ 宗教が仏教の場合で、喉仏と確認できる部分が残った場合には、喉仏の説明をする。ただし、他宗教の場合でも、会葬者の方から説明の要望があれば説明する。
- ⑮ その他、会葬者の質問等に対しては適切に応答し、丁寧な説明に努める。
- ⑯ 喪主の方に死体火葬許可証は、納骨の時に必要となる旨を伝え、骨箱の中に骨瓶と一緒に入れておくことを伝える。
- ⑰ 骨箱に付属する風呂敷、覆い等があれば、使用する。
- ⑱ 位牌、写真、骨箱等を持つ者を喪主に決めてもらい、会葬者に渡す。
- ⑲ 「長い間、大変ご苦労様でした。」と敬礼をして、退室を促す。

4 終業時における業務報告、火葬予約の確認等

- ① 管理責任者又は管理責任者代理者は、終業時に市職員に対し、当日の火葬及び収骨等にかかる業務報告を行う。また、翌日以降の火葬予約の状況及び翌日の火葬炉の割り振りについて、市職員と確認を行う。
- ② 終業時に翌日の火葬のために名札等の準備を行う。
- ③ 1日の火葬件数、灯油の使用量等の記録を行い、月ごとに実施状況をまとめて、市に報告すること。

5 その他

(1) 遺族及び会葬者への配慮

- ① 斎場は、故人との別れを行う場であり、従事者は、遺族及び会葬者の心情に配慮し、言動に注意するとともに、状況等を踏まえながら、適切に対応すること。
- ② 従事者は、遺族及び会葬者、あるいは葬祭業者等の関係者から、対応について不公平感を招くことのないようサービスの公平性に留意すること。

(2) 所作等

- ① 収骨作業等における所作には十分留意し、丁寧かつ手際良く、整然として乱れなく行い、常に質の向上に努めること。
- ② 服装、身だしなみに注意し、常に清潔に保ち、乱れなく、斎場という場にふさわしい適切なものとする。また、不要なアクセサリーや装飾品の着用は、厳に慎むこと。

(3) サービスの維持向上

- ① 会津地方の葬法、風習を踏まえたサービスの維持向上に努めること。
- ② 社会動向を踏まえた新たなニーズへの対応など、遺族及び会葬者に寄り添ったサービスの維持向上に努めること。

日常保守点検 水準書

対象物	人体炉 6 基（普通炉 4 基・大型炉 2 基）、汚物炉 1 基、 付属設備及び付属部品
実施時期	休日を除く、毎開館日
保守点検項目	日常保守点検項目（別紙）

日常保守点検項目

分類		点検項目	備考
外観		・火葬炉設備の汚れ、傷等の有無を確認する。	・火葬炉設備の清掃を行うこと。
動力装置	ターボブロワ	・異音、振動が発生していないか。	
燃焼設備	主燃バーナー	・リンケージロッドの連結に異常はないか。 ・オイル漏れはないか。 ・燃料、エアーの圧力は正常か。	・ロッドの調整を行うこと。
	再燃バーナー	・リンケージロッドの連結に異常はないか。 ・オイル漏れはないか。 ・燃料、エアーの圧力は正常か。	・ロッドの調整を行うこと。
	付属品	・流量計、圧力計が正常に作動しているか。	・圧力計の調整を行うこと。
駆動装置	断熱扉	・動作は正常か。 ・異音がしないか。 ・安全装置が働いているか。	
火葬炉	耐火物	・アーチ部、天井部に大きな損傷がないか。 ・側壁部分に大きな損傷がないか。	・耐火物の補修を行うこと。
	炉内台車	・台車ブロックの損傷がないか。 ・車輪ベアリングの状態に異常はないか。	・グリスアップを行うこと。
給油装置	オイルコンパウンド	・オイル漏れはないか。 ・ポンプ作動時に騒音、異音がないか。	
制御ダンパー	炉圧ダンパー	・リンケージロッドの連結に異常はないか。 ・コントロールモーターが正常に作動しているか。	・ロッドの調整を行うこと。
計装設備	動力盤	・表示ランプが点灯しているか。 ・正常に運転できるか。	・ランプの交換を行うこと。
	制御盤	・表示ランプが点灯しているか。 ・正常に点火できるか。	・ランプの交換を行うこと。
電動台車	電動棺台車	・充電状態は適正か。 ・動作は正常か。	・バッテリー液を補充すること。
	電動キャリア台車	・充電状態は適正か。 ・動作は正常か。	・バッテリー液を補充すること。

※ 日常点検で異常を確認した場合は、直ちに技術管理責任者に報告し、適切な対応を図ること。

定期保守点検 水準書

対象物	人体炉 6 基（普通炉 4 基・大型炉 2 基）、汚物炉 1 基、 付属設備及び付属部品
実施時期	年 2 回（概ね 8 月中、2 月中の実施とすること。）
保守点検項目	定期保守点検項目（別紙）

定期保守点検項目

分類		点検項目	備考
A 火葬炉	1	断熱扉及び開閉装置の状態 (1)キャストブルの脱落 (2)チェンブロックの動作 (3)扉塗装の剥離 (4)その他	・表面塗装の確認を行い、扉を上下させ機能的に作動をチェックし、かつ油漏れ等の外観を併せて確認する。 ・リミットスイッチが入っているものは、その作動も併せて確認する。
	2	台車の損耗度 (1)耐火物のクラック及び剥離 (2)金枠の歪み及び焼ベリ (3)動き及びクリアランス (4)その他	・台車施工耐火物に異常なクラックや剥離及び脱落がないかを確認する。 ・金枠に歪みや焼ベリ等がないかを確認する。 ・台車表面に悪臭等がないかを確認する。 ・補修及び入替年月日を確認する。
	3	炉内煉瓦の状態 (1)天井アーチ部の損傷 (2)側壁部の損傷 (3)異型煉瓦の損傷 (4)投入口周りの損傷 (5)その他	・炉内へ入り、煉瓦のクラックや脱落がないかを確認する。 ・台車式の場合、特にセリ出し異型煉瓦のクラックや脱落に注意を要する。
	4	その他の付属品の状態 (1)サイトホルの損傷 (2)中間ダンパーの損傷及び動作不良 (3)点検口の損傷 (4)火葬炉バーナーの駆動動作不良 (5)その他	・火葬炉に付属している機器の外観及び動作上の確認を行う。
B 再燃焼炉	1	炉内煉瓦の状態 (1)天井アーチ部の損傷 (2)側壁部の損傷 (3)焼玉絞りの損傷 (4)チェッカーの損傷 (5)その他	・炉内へ入り、煉瓦のクラックや脱落がないかを確認する。 ・特に再燃焼炉は、チェッカーや焼玉絞り機構に損傷がないかを確認する。
	2	その他の付属品の状態 (1)マンホール部の損傷 (2)支煙道ダンパーの損傷 (3)その他	・再燃焼炉周りに付属している機器の外観及び作動、又は脱落がないかを確認する。
C 排気装置	1	煙道の状態 (1)内部煉瓦の損傷 (2)灰の堆積状況 (3)その他	・マンホールより内部へ入り、煙道内の煉瓦に損傷がないかを確認する。
	2	煙道ダクトの状態 (1)内部の損傷 (2)保温材の損傷 (3)その他	・外観上保温材が損傷していないかを確認し、ダクト内部を確認する。
	3	排気筒の状態（ジェット式も同じ） (1)排気筒内部損傷 (2)防雨カバーの汚れ及び損傷 (3)その他	・屋上より排気筒内部を点検する。 ・外観上防雨カバー等が汚れていないかを確認する。
	4	ジェットポンプエッダーの状態 (1)ジェットノズルの損傷 (2)エッダー内耐火物の損傷 (3)その他	・エッダー内の状態をマンホールより点検する。
	5	ジェットファンの状態 (1)インペラーの点検 (2)回転状態 (3)振動又は異音 (4)ファンベルトの点検 (5)その他	・マンホールを開け、インペラーの付着物の有無等を確認する。

分類		点検項目	備考
D 燃焼機器	1	チルチング式 オイルバーナ (ガスバーナも 含む)	(1)コンバスターの消耗 (2)フラム状態 (3)オイル流量 (4)その他 ・バーナーに点火し、フラムの状態及び 本体コンバスターの消耗について確認す る。 ・流量計により流量を確認する。
	2	再燃炉 サイレントバー ナ	(1)空燃比の割合 (2)リンゲージの動き 及び接続 (3)オイル流量 (4)その他 ・コントロールモーターのリンゲージをは ずし、エアーレバーを動かして空燃比の割 合を確認し、高・低燃焼のオイル量を確認 する。
	3	ターボブロワー	(1)フィルターの目詰まり (2)回転状態及び電流値 (3)その他 ・フィルターを点検し、目詰まりしている 場合は水洗いを行う。
	4	風圧レギュレー ター	(1)動作 (2)その他 ・ブロワーを運転し、一定圧力又は設定圧 力になるかを確認する。
	5	燃料用空気元バ タ弁及び開閉装 置	(1)動作 (2)その他 ・バタ弁の開閉状況及び開閉装置を作動さ せ、リミットスイッチ等の確認を行う。
	6	オイルポンプ	(1)回転 (2)吐出圧 (3)油漏れ (4)その他 ・手で回して軽く回ることを確認し、ま た、動力を入れて振動、異音がないことを 確認する。 ・吐出圧が正常かを確認する。
	7	オイルストレー ナー	(1)ストレーナー内部の点検 (2)その他 ・ストレーナー内のフィルターに損傷及び 目詰まりがないかを確認する。
	8	オイルリリーフ バルブ	(1)弁の動作 (2)その他 ・ハンドルを左右に動かして、圧力が正常 に稼動していくかを確認する。
	9	オイル流量計	(1)積算及び瞬間の流量 (2)その他 ・実際の燃焼を行い、積算計と瞬間流量計 の指示を確認する。
	10	油圧調整弁	(1)油漏れ及び作動圧力 (2)その他 ・2次側を0(ゼロ)圧にして、圧力計が正 常なことを確認し、1次側に圧力をかけ、 調整の状況を確認する。
	11	オイルレギュ レーティングコッ ク	(1)流量 (2)油漏れ (3)その他 ・油漏れがないかを確認し、目盛に対する オイル量を点検する。
	12	オイルフィル ター	(1)油漏れ (2)その他 ・上部ハンドルがスムーズに回るかを確認 する。
	13	エアーフレキシ ブル	(1)エアー漏れ (2)その他 ・空気圧をかけ、リークがないかを確認す る。
	14	オイルフレキシ ブル	(1)油漏れ (2)その他 ・オイルを流し、油漏れがないかを確認す る。
	15	その他の燃焼機 器	・サイトホール、バルブ、コック等の確認 を行う。

分類			点検項目	備考
E 電気制御	1	制御盤 (動力盤、デスク盤、グラフィック盤、点火盤)	(1)電流計の設定及び負荷 (2)サーマル設定 (3)ランプテスト (4)その他	・電力盤面の電流計の指針が正常であることを確認し、また、定格電流の設定が良好かを確認する。 ・盤内のサーマル設定を確認し、ランプが正常につくかをテストする。
	2	再燃焼温度指示調節計 (コントロールモーター含む)	(1)自動制御 (2)熱電対の損傷 (3)その他	・再燃焼バーナーの高熱焼、低燃焼を手動回路を使って確認する。 ・温度指示調節計の設定をチェックするとともに、指針が正常かを確認する。
	3	排ガス温度指示調節計 (コントロールモーター含む)	(1)自動制御 (2)熱電対の損傷 (3)その他	・冷却空気量の大小を手動回路を使って確認する。 ・その他は、再燃焼用に準じる。
	4	炉圧指示調節計 (ジェット式の指示計も含む)	(1)自動制御 (2)その他	・コントロールバタ弁とコントロールモーターの運結状況を確認し、かつ作動させ、正常に指示を行うかを確認する。
	5	炎監視装置 (フレイムアイ・プロテクトリレー)	(1)失火警報テスト (2)その他	・オイルバルブを開にして、バーナー失火警報を出し、確認する。
	6	オイル(ガス)電磁弁	(1)動作 (2)熱・うなり等 (3)その他	・電源を入れ作動させ、実際の状況を確認する。
	7	微圧計、圧力計	(1)正常圧 (2)その他	・運転時に正常な圧力を示すかを確認する。
	8	その他の計装機器		
F 付属部品	1	電動キャリア台車 (手動も含む)	(1)移送状況 (2)バッテリー (3)その他	・実際に運転し、移送スピード等を確認する。
	2	収骨台車 (台車用)	(1)動き (2)皿の状況等	
	3	受皿用台車 (ロストル用)	(1)移送状況 (2)バッテリー (3)その他	
	4	操作工具	(1)焼ベリ状況 (2)その他	
	5	保守点検工具	(1)紛失等 (2)その他	
G 特殊付帯設備	1	化粧扉(エアースキの場合はコンプレッサーも含む)	(1)開閉状況 (2)エンジンの異音等 (3)その他	・各炉を開閉し、状況を確認する。 ・エアースキの場合は、コンプレッサーのオイルやドレン抜きについても確認する。
	2	その他		

※ 定期保守点検で異常を確認した場合は、直ちに技術管理責任者に報告し、適切な対応を図ること。

巡回保守点検 水準書

対象物	人体炉 6 基（普通炉 4 基・大型炉 2 基）、汚物炉 1 基、 付属設備及び付属部品
実施時期	年 2 回（概ね 5 月中、11 月中の実施とすること。）
保守点検項目	巡回保守点検項目（別紙）

巡回保守点検項目

分類		点検項目	備考
動力装置	ターボブロワ	・ファンの作動状況を確認する。 ・出口エキスパンションを確認する。	(運転時確認) ・振動計による確認作業を行う。
燃焼設備	主燃バーナー	・汚れ、損傷を確認する。 ・着火、燃焼状態を確認する。 ・火炎監視装置の作動状況を確認する。 ・燃料制御装置の作動状況を確認する。 ・燃料遮断装置の作動状況を確認する。	(運転時確認) ・火炎の状況を確認する。 (停止時確認) ・フレイムアイを確認する。 ・点火プラグを確認する。
	再燃バーナー	・汚れ、損傷を確認する。 ・着火、燃焼状態を確認する。 ・火炎監視装置の作動状況を確認する。 ・燃料制御装置の作動状況を確認する。 ・燃料遮断装置の作動状況を確認する。	(運転時確認) ・火炎の状況を確認する。 (停止時確認) ・フレイムアイを確認する。 ・点火プラグを確認する。
駆動装置	断熱扉及び開閉装置	・扉開閉装置の作動状況を確認する。 ・扉及び周辺部の汚れ、損傷を確認する。	(試運転動作確認) ・リミットスイッチを確認する。 ・インターロックを確認する。
火葬炉	炉内	・耐火物の細部の汚れ、損傷等を確認する。 ・炉内の清掃状況を確認する。	(停止時確認) ・目視による確認作業を行う。
	炉内台車	・炉内台車耐火物の汚れを確認する。 ・台車金杵、車輪等の歪み、焼減の確認をする。	(停止時確認) ・目視による確認作業を行う。
	その他付属品	・点検口、サイトホールの汚れ、損傷を確認する。	(停止時確認) ・目視による確認作業を行う。
給油装置	オイルコンパウンド	・作動状況を確認する。 ・オイル漏れ、計器状況を確認する。	(運転時確認) ・異音、動作状況を確認する。
排気設備	排気筒	・内部の汚れ、損傷等を確認する。	(運転時確認) ・耐火物、保温材等を確認する。
	ジェット煙道	・内部の汚れ、損傷等を確認する。	(運転時確認) ・耐火物、保温材等を確認する。
計装設備	動力盤	・汚れ、損傷を確認する。 ・作動状況を確認する。	(運転時確認) ・電流計測を行う。 ・ランプ、リレー交換を行う。
	炉制御盤	・汚れ、損傷を確認する。 ・作動状況を確認する。	(運転時確認) ・電流計測を行う。 ・ランプ、リレー交換を行う。
付帯設備	化粧扉	・汚れ、損傷を確認する。 ・作動状況を確認する。	(試運転動作確認) ・目視による確認作業を行う。
	電動台車	・本体の汚れ、損傷を確認する。 ・作動状況を確認する。 ・タイヤ、ガイドローラーの損傷を確認する。 ・バッテリー比重を確認する。	(試運転動作確認) ・バッテリー比重を確認する。 ・バッテリー液を補充する。
	その他機器	・汚れ、損傷の確認をする。 ・作動状況を確認する。	(運転時確認及び停止時確認) ・目視による確認作業を行う。

※ 巡回保守点検で異常を確認した場合は、直ちに技術管理責任者に報告し、適切な対応を図ること。

(別紙 1)

賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る

特約条項 第 1 条に係る特記仕様書

本委託業務は賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条を適用する契約である。

- 1 変動の対象となる経費は、残委託業務量に対応する直接人件費に相当する額とし、本委託業務における直接人件費とは、受注者が本委託業務に直接従事する者に、本委託業務に従事した対償として支払う、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 11 条に規定する賃金をいう。

なお、本委託業務に直接従事する者に対する健康保険、厚生年金保険、労働保険等の事業者負担額及び児童手当拠出金等の法定福利費は、変動の対象とはならない。

- 2 本委託業務における賃金水準は、次のものをいう。

- ☐ 労務単価等（該当単価：建築保全業務労務単価 ）
- ☒ 福島県最低賃金（以下「最低賃金」という。）

- 3 本契約の変更金額算出方法は次のとおりとする。

- ☐ 本市設計書による算出
- ☒ 受注者から提出された内訳書による算出

（ただし、受注者の内訳書中の直接人件費に、履行開始日時点の最低賃金と、変更請求時の最低賃金を比較した変動率を乗じた値を上限とする。）

(別紙2)

賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項

第1条 発注者又は受注者は、履行期間内で履行期間開始の日から12月を経過した後、日本国内における賃金水準の変動により契約金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。

第2条 発注者又は受注者は、前条の規定による請求があったときは、変動前残契約金額（契約金額から基準日（発注者と受注者の協議により定める日とし、請求があった日の属する月の1日を基本とする。以下同じ。）における既履行部分に相応する金額を控除した額をいう。）と変動後残契約金額（変動後の賃金を基礎として算出した変動前残契約金額に相応する額をいう。）との差額のうち変動前契約金額の1,000分の15を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、基準日から履行期間の終期までの期間が2か月以上ない場合は、契約金額の変更を行わないこととする。

第3条 第1条の規定による請求があった場合において、当該契約金額の変更については、基準日における賃金水準等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

第4条 第1条の規定による請求は、この特約条項の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同条中「履行期間開始の日」とあるのは、「直前のこの特約条項に基づく契約金額変更の基準とした日」とするものとする。

第5条 第3条の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1条の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。